

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託

特記仕様書

令和6年度

岩手県企業局 施設総合管理所

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託 特記仕様書

(適用業務)

第1条 この特記仕様書は、「北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託」(以下、本業務という)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、冬期間の通行及び駐車場の確保のため各施設の管理用道路及び構内の除雪を行うものである。

(業務内容)

第3条 委託する業務内容は次のとおりとする。

(1) 除雪箇所

- ア 北ノ又発電所管理用道路(北ノ又発電所、北ノ又第三発電所構内を含む)
- イ 北ノ又川取水堰堤管理用道路(北ノ又第二発電所構内を含む)
- ウ 北ノ又川第二取水堰堤管理用道路
- エ 北ノ又発電所ヘッドタンク管理用道路
- オ 松川発電所管理用道路(松川発電所構内を含む)
- カ 松川取水堰堤管理用道路
- キ 柏台発電所管理用道路(柏台発電所構内を含む)
- ク 柏台発電所ヘッドタンク管理用道路及び柏台第一取水口入口

(2) 予定除雪時間

予定時間は別紙【実施予定時間表】を参照のこと。

(3) 除雪作業の実施について

- ア 各施設の保守点検日に管理用道路を通行できるよう予め除雪作業を実施すること。(保守点検日は監督職員から概ね1週間前までに通知します。)
- イ 当該除雪区域内の発電所施設(附属施設を含む)が事故・故障等により異常が認められた場合、又は障害が発生する恐れがあると判断された場合は、緊急的業務の実施を指示できるものとする。
- ウ イの緊急的業務の実施を指示してから概ね1時間以内に除雪機械(ロータリー除雪車)の保管場所である北ノ又等保守点検施設に到着し、除雪作業に着手すること。
- エ 作業完了後、速やかに報告書(契約書の様式第3号)を作成し、FAXにて監督職員に報告すること。
- オ 上記の作業において、災害が見込まれる場合や、悪天候による視界不良等で除雪が困難と判断される場合は、速やかに監督職員と協議すること。

(4) 作業時間帯の区分について

- ア 昼間作業は、8:00~17:00までの時間帯とする。
- イ 夜間作業は、22:00~翌5:00までの時間帯とする。

ウ 時間外作業は、17:00～22:00（昼間時間外作業）

及び5:00～8:00（夜間時間外作業）までの時間帯とする。

(5) 稼働時間について

稼働時間は、実際に除雪作業に従事している時間数とし、整備時間または業務場所への移動時間を含まないものとする。

また、各月の合計実績時間報告時に30分未満を切り捨てとし、30分以上1時間未満を0.5時間として計上すること。

(6) 除雪機械について

ア 本業務の実施に当たっては、ロータリー除雪車1台（ホイール・2ステージ型220kW）と除雪ドーザ1台（ホイール型、排ガス型第1次、スノーバケット1.3～1.4m³と同等以上の能力を有するもの）を使用するものとし、ロータリー除雪車は発注者が貸与し、除雪ドーザは、受注者が用意するものとする。

イ 燃料の給油・油脂類の注油・標準的な点検整備は受注者が実施すること。

ウ 除雪機械の現場修理・機械管理は受注者が実施すること。

エ 受注者は、契約締結後速やかにロータリー除雪車の借用に係る「建設機械借用書」（様式-1）を提出すること。借用時は監督職員立ち会いのもと、機械の整備状況等を確認のうえ、「建設機械機能現況表」（様式-2）を作成し、引渡すものとする。

なお、「建設機械機能現況表」は2部作成し、発注者、受注者それぞれ1部保有する。

オ 受注者は、契約締結後速やかに除雪機械運転届（様式-3）を作成し、提出すること。

なお、届けには免許証・修了証等の写しを添付しなければならない。

カ 受注者は、貸付機械を亡失・損傷又は故障したときは、直ちにその事実について「建設機械亡失、損傷、故障報告書」（様式-4）を作成し、提出すること。

キ 受注者は、本業務終了後速やかにロータリー除雪車の返納に係る「建設機械返納書」（様式-1）及び「建設機械機能現況表」（様式-2）を提出し、返納手続きを行うこと。返納時は監督職員立ち会いのもと、機械の整備状況等を「建設機械機能現況表」により検査し、支障がないと認めるとき、これを収納するものとする。

(除雪計画)

第4条 受注者は契約後速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出すること。

(1) 安全管理について

(2) 連絡体制

(3) 作業班の構成

(安全管理)

第5条 受注者は、除雪作業中の車輛の往来や歩行者に注意し、事故の防止に努めること。

(1) 施錠している入口門扉は出入りの都度必ず施錠すること。

(2) 各入口門扉の鍵を貸与するが、複製及び転貸は固く禁ずる。

(3) 本業務中に事故が発生した際は速やかに監督職員に報告すること。

(業務の報告)

第6条 受注者は、業務の実施成果を月毎に取りまとめ、翌月の5日（5日又は5、6日が休日の場合はその翌日）までに提出すること。

提出する書類は次のとおりとする。

(1) 除雪業務完了報告書

(2) 除雪業務実績調書

(3) メーター記録紙

(4) 写真（作業前・作業中・作業後）

((1)、(2)は、契約書の様式第2号、様式第3号によること。)

(委託料の算定)

第7条 委託料の算定は、稼働時間に委託料を乗じて算定する。算定額に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

(貸付機械の任意保険)

第8条 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(疑義)

第9条 本仕様書に記載の無い事項、又は疑義のある事項については監督職員と協議のうえ決定すること。

令和 年 月 日

岩手県企業局 施設総合管理所長 様

受注者氏名

建設機械 借用書
返納

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託に使用する下記建設機械を受領しました。
返納します。

記

機械名	規格	機械番号	貸付 年月日 返納	備 考

- 備考 1 用途に従い不用の文字は削除して使用のこと。
2 貸付、返納年月日欄は、上段には貸付月日、下段には返納予定年月日を記入のこと。
3 工事工程等の変更に伴い新たに機械を貸し付けるときは借用書を作成し、返納のときは一括で処理のこと。
4 付属品については、備考欄又は別紙を作成のこと。

建設機械機能現況表

機 械 名				機 故 械 障 各 につ 部 いて の 状 状 況 及 び 対 策						
規 格										
機 械 番 号										
検 査 場 所										
検 査 年 月 日	令和 年 月 日									
アワーメーター又は 走行距離計の読み	引渡	h	判定	付 属 品	品 名	数 量	状 況	品 名	数 量	状 況
		km								
	返納	h								
		km								
備 考										

令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

立会者 監督職員氏名

物品管理者氏名

受注者又は
その代理人氏名

令和 年 月 日

岩手県企業局 施設総合管理所長 様

主任技術者氏名

除雪機械運転届

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託にかかる標記について、下記のとおり届出します。

記

氏名	年令	保有する 免許種別	経験 年数	運転する 除雪機械名	建設機械施工技士	車両系建設機械 運転技能講習	除雪講習
	生年月日			取得年月日	経験年数	合格種別	修了
	歳		年		種		
	・ ・	・ ・	年	年	年度・No.	年度・No.	
	歳		年		種		
	・ ・	・ ・	年	年	年度・No.	年度・No.	
	歳		年		種		
	・ ・	・ ・	年	年	年度・No.	年度・No.	
	歳		年		種		
	・ ・	・ ・	年	年	年度・No.	年度・No.	
	歳		年		種		
	・ ・	・ ・	年	年	年度・No.	年度・No.	

令和 年 月 日

岩手県企業局 施設総合管理所長 様

受注者氏名

建設機械亡失、損傷、故障報告書

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託のため貸付けを受けた下記建設機械の亡失、損傷、故障が発生したので報告します。

記

機械名	規格	機械番号	亡失、損傷、 故障発生場所	亡失、損傷、 故障年月日	修了完了 見込年月日	アワメーターの読み
亡失、損傷、故障箇所		亡失、損傷、故障の理由			亡失、損傷、故障の 発見後の処置状況	